

4. 中間総括及び今後の方針

期限内の処理を確実なものとするため、平成 28 年に PCB 特別措置法を改正し、計画的処理完了期限の 1 年前までの処分期間を設定し、高濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に処分期間内の処分を義務づけるとともに、これに違反した者には改善命令を行うことができること（命令に違反した者には罰則あり）、保管事業者が命令に違反した場合、保管事業者が不明等の場合には自治体が代執行を行うことができること等を措置した。平成 28 年以降、これに基づき、高濃度 PCB 廃棄物の処理が進められてきた。

(1) 変圧器、コンデンサー等

変圧器、コンデンサー等については、北九州事業地域の 37 区市により、約 20 万件の事業者を対象に掘り起こし調査を実施し、平成 30 年 1 月に完了した。これにより新規に掘り起こされた事業者数は約 1,200 件（調査対象事業者の 0.6%）であった。これは、北九州事業地域の PCB 使用変圧器、コンデンサー等の保管事業者全体（JESCO 登録事業者 約 12,000 件）の約 10%に相当する。

新規に掘り起こされた機器は、変圧器 約 250 台、コンデンサー約 1,400 台であった。これは、北九州事業地域の JESCO 登録機器全体（変圧器 約 2,700 台、コンデンサー約 51,000 台）のそれぞれ約 9%、約 3%に相当する。

平成 30 年 3 月までの処分期間内に処分が行われなかった事案や、処分期間後の平成 30 年度に入ってから高濃度 PCB 廃棄物である変圧器・コンデンサー等の存在が新規に発覚した事案（241 件）は、行政処分も含めて速やかな処分委託のための対応を行った。

平成 30 年 12 月までに発覚した案件では、11 区市で計 17 件が行政処分の対象となった。資金不足や自治体の指導に従わず処分委託を行わない保管事業者計 9 件に対して改善命令を发出し、改善命令期限内に履行完了した事案が 2 件、改善命令期限後に保管事業者が処分委託を実施した事案が 4 件、改善命令期限後に代執行を実施した事案が 1 件あった。なお、残りの 2 件は、保管事業者の法人登記は残っていたが、実質的に存在しない（休眠状態）ため、代執行を実施した。また、保管事業者が既に破産している等の理由で不存在であり、改善命令を経ずに直接代執行を実施した事案が 8 件あった。

また、平成 31 年 1 月以降に新規発覚した場合、改善命令を行う時間的余裕がないことから、

- 1 月に新規発覚した事案は、保管事業者に直ちに処理意向を確認し、処理の意向が示されなかった場合及び処理の意向が示されても一定日数内に処分委託契約の締結に至らなかった場合は、行政代執行を実施する
 - 2～3 月に新規発覚した事案は、直ちに行政代執行を実施する
- 等の考え方について、平成 30 年 11 月に北九州事業地域の自治体に通知し、12 月に自治体への説明会を実施した。

この考えに基づき対応した結果、1 月時点で契約未発効のものは 23 件、1 月に新規発覚した事案は 27 件であったが、いずれの保管事業者も処理意向を示し、契約発効期限日（発覚日から 14 営業日以内）までに処分委託契約が発効した。また、2 月から 3 月に新規発覚した 25 件について、速やかに行政代執行が行われた（うち 20 件は PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 3 号に基づくとま無き代執行、残り 5 件は PCB 特別措置法第 13 条第 1 項第 2 号に基づく保管事業者不明又は不存在による代執行）ことにより、北九州事業地域の変

圧器、コンデンサー等は、計画的処理完了期限である平成 31 年 3 月末日までに計画通り処理が完了した。

北九州 PCB 処理事業所第 1 期施設については、平成 31 年 3 月末日をもって操業を終了し、平成 31 年 4 月より安全第一で解体撤去を進めていく。

なお、北九州 PCB 処理事業所の受入終了後に新規に発覚したため、保管事業者において保管を継続している案件が 31 件存在する（令和元年 6 月 30 日現在）。こうした事案については、国・自治体が発生・保管状況を把握し、紛失を防止しつつ、その種類、量、性状等を踏まえ、今後、適切な対応のあり方を検討していく。

北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等は、全国で初めて計画的処理を完了した。ここでの先行的な取組や事例を他の地域に展開することで、我が国全体の PCB 廃棄物処理事業を更に推進していく。

（2）安定器、汚染物等

安定器、汚染物等については、自治体による掘り起こし調査の進捗等により、処理対象物の量が増加している。このため、JESCO 北九州 PCB 処理事業所における現時点の処理計画上、北九州事業地域のものは計画どおり令和 3 年度末までに処理が完了する見込みであるが、大阪事業地域及び豊田事業地域のものは令和 3 年度末までに処理が完了しない可能性が生じている。今後、掘り起こし調査のさらなる進捗等により、処理対象物の量がさらに増加する可能性があるが、

- ・保管事業者の保管場所及び JESCO の事業所内における安定器の仕分け（処理対象物のドラム缶への非 PCB 安定器の混入を防ぐための分別、コンデンサー外付け型安定器のコンデンサーの取り外し）の徹底による処理対象物量の削減、
- ・3 kg 未満の小型電気機器のうち、塩化ビニルで被覆されているもの（チューブラコンデンサー）を除き、真空加熱分離装置（VTR）で処理可能とすることによるプラズマ処理対象物量の削減、
- ・安定器の分離処理（安定器を、PCB を含むコンデンサー内蔵部と、それ以外のトランス内蔵部に分離し、トランス内蔵部はプラズマ熔融分解以外の処理方法で処理すること）によるプラズマ処理対象物量の削減の検討
- ・プラズマ熔融炉への投入間隔の短縮、1 回当たりの投入量の増量等の検討、真空加熱分離装置（VTR）のさらなる活用の可能性の検討

等による JESCO 北九州 PCB 処理事業所の処理能力の向上に取り組んでいる。今後も、制度改正などあらゆる措置を講じて、「令和 3 年度末までに、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行う」べく全力で地元との約束を果たしていく。

（3）施設の解体撤去

北九州 PCB 処理事業所の第 1 期施設は、平成 31 年 3 月に変圧器、コンデンサー等の計画的処理を完了し、平成 31 年 4 月以降、安全第一で解体撤去を進めている。

操業終了後の PCB 廃棄物処理施設内の配管、タンク等の内部及び機器等の表面には PCB が付着・残留していることから、

- ・ 周辺環境への配慮
- ・ 作業者の安全衛生管理
- ・ 解体撤去に伴う PCB 廃棄物の無害化

を解体撤去の基本方針としている。

世界に類を見ない大規模な高濃度 PCB 廃棄物処理施設の解体撤去を安全かつ確実に行うため、これまでの施設の維持管理の経験、知見を基礎にしつつ、学識者の助言・指導を得てまとめた解体撤去マニュアルに沿って行うこととしている。

より安全かつ円滑に実施するため、第1段階として、一部の設備を対象に先行的に PCB の除去や解体撤去を行い（先行工事）、手法・技術の安全性、有効性、作業性を確認した上で、第2段階として、解体撤去の本工事に着手する計画としている。令和元年6月から先行工事による手法・技術の確認を開始したところである。

解体撤去は、地域住民の皆様方のご理解を深めていただけるよう、「事業だより」や情報公開ルームの活用等を通じて、きめ細やかに情報発信を行いながら進めていく。

北九州 PCB 処理事業所 第1期施設 解体撤去に係る今後の予定

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画的処理完了期限、事業終了準備期間	計画的処理完了期限▽		事業終了準備期間					
北九州市PCB処理事業監視会議	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽
ステージ	営業物処理	解体撤去－第1段階－			解体撤去－第2段階－			
第1期施設 装置・設備の稼働予定								
営業物処理に係る装置・設備	抜油・粗解体設備							
解体撤去準備作業に係る装置・設備		洗浄設備、液処理設備、蒸留回収設備等						
周辺環境、作業者の安全衛生に係る装置・設備	空調設備、排気処理設備、モニタリング設備、電気設備、排水処理設備等							
解体撤去－第1段階－								
①解体撤去・先行工事による手法・技術の確認	先行工事等							
②解体撤去・本工事の事前作業	事前作業準備							
③解体撤去・本工事の実施計画の作成	社内検討							
④解体撤去・本工事の仕様取りまとめ、入札・発注	社内検討							
⑤解体撤去・本工事の施工計画作成、施工準備								
解体撤去－第2段階－								
解体撤去・本工事の施工					プラント設備 除去分別・解体工事	建築物 除去分別	建築物 解体工事	

※今後の進捗等により変更する場合があります。

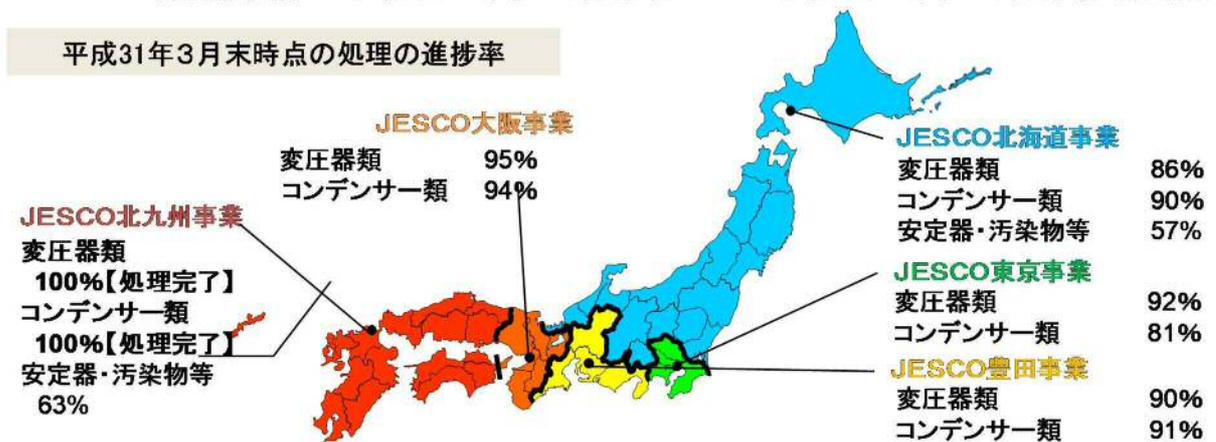
II 国全体のPCB廃棄物処理事業について

PCBを使用した高圧の変圧器、コンデンサー等は、約39万台が国内で使用された。このうち約1.1万台は平成10年までに紛失したとされる。

JESCOには、変圧器約1.7万台、コンデンサー約35.5万台の計約37.2万台が、処理対象として登録されている。

このうち、平成31年3月までに、全国5箇所のJESCO処理施設で、変圧器約1.5万台、コンデンサー約32.2万台の計約33.7万台を処理した。登録台数に対する処理の進捗率（全国平均）は、変圧器92%、コンデンサー91%である。

安定器・汚染物等については、約1.7万トンが登録されており、このうち約1万トン进行处理した。登録量に対する処理の進捗率（全国平均）は60%である。



北九州事業以外も含めた、各事業の処理の進捗状況の詳細は以下の通り。

表Ⅱ-1 各事業の年度別処理実績（平成31年3月末）

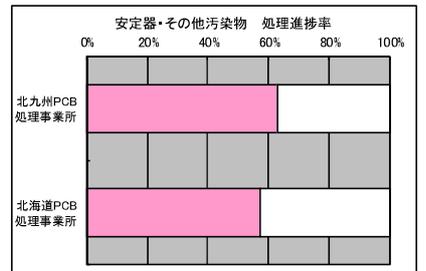
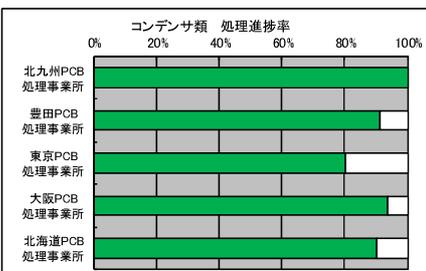
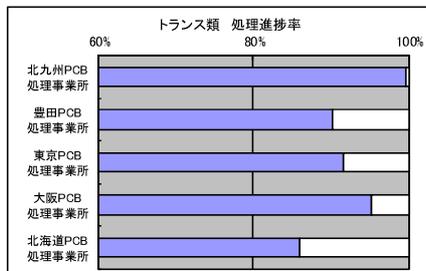
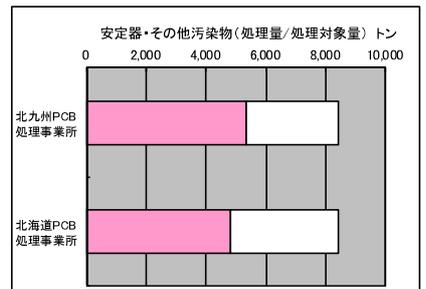
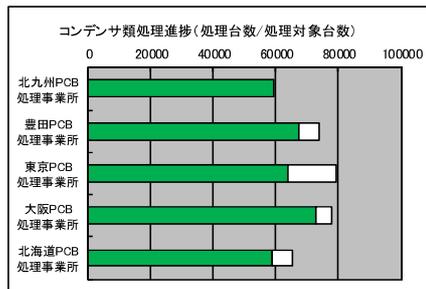
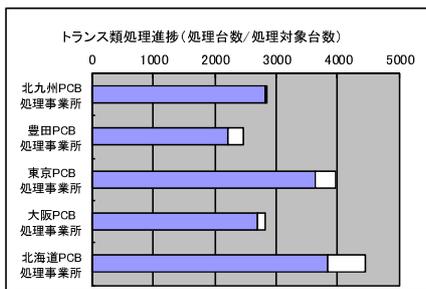
事業	廃棄物の種類	単位	年度															合計	(内試運転等)	
			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
北九州	トランス類	台	50	238	241	214	178	250	303	339	312	279	146	62	84	112	15	2,823	(22)	
	コンデンサ類	台	200	755	1,010	1,595	1,383	4,093	6,769	8,196	7,887	7,750	5,698	3,077	3,612	4,799	2,579	59,403	(453)	
	PCB油類																			
	PCB油	本	12	62	36	11	37	25	31	56	159	189	106	69	77	127	108	1,105	(46)	
	PCB油	t	2.2	14.6	10.5	1.2	9.8	9.8	0.4	4.1	20.2	37.6	11.5	12.6	13.0	15.2	5.6	168.4		
	保管容器	本	1	1	2	11	3	50	85	192	266	393	600	159	111	183	363	2,420		
安定器・その他汚染物	t						31.2	144.3	301.6	497.7	613.2	729.6	517.7	803.4	788.0	899.0	5,325.6	(39.1)		
PCB分解量	t	9.3	55.8	67.7	78.6	67.6	151.0	249.3	293.6	292.3	297.7	228.8	140.3	156.1	178.6	67.5	2,334.1	(5.2)		
豊田	トランス類	台		49	77	191	304	286	187	142	220	201	148	104	102	96	108	2,215	(14)	
	コンデンサ類	台		1185	1,605	2,289	3,836	4,753	3,770	3,910	5,126	5,971	5,873	6,184	7,320	8,404	6,945	67,171	(588)	
	PCB油類																			
	PCB油	本		33	1	15	30	47	56	28	64	123	22	27	93	99	323	961	(33)	
	PCB油	t		8.2	0.3	3.9	7.2	13.3	13.3	8.1	18.0	33.5	2.4	0.1	2.5	0.6	13.2	124.6		
	保管容器	本		0	0	0	0	2	10	10	17	23	197	381	396	450	432	1,918		
PCB分解量	t	0	31.5	63.7	115.8	186.5	199.4	159.9	144.1	217.9	207.5	214.3	190.6	165.5	171.2	112.7	2,180.6	(4.6)		
東京	トランス類	台		122	0	86	238	268	357	415	450	512	328	295	262	147	149	3,629	(31)	
	コンデンサ類	台		573	46	687	2,256	3,395	4,823	4,820	5,902	6,331	6,722	6,902	6,675	6,797	7,848	63,777	(554)	
	PCB油類																			
	PCB油	本		75	0	64	231	444	383	621	700	499	299	88	218	232	464	4,318	(17)	
	PCB油	t		15.8	0.0	19.2	73.6	132.0	112.0	158.0	182.2	128.0	64.1	2.6	20.8	28.3	66.4	1,002.9		
	保管容器	本		0	0	5	2	3	0	0	0	0	60	189	380	553	1,313	2,505		
PCB分解量	t		30.7	26.0	52.4	157.8	272.9	330.7	342.9	426.4	420.3	412.8	420.0	402.7	425.7	349.1	4,070.3	(1.9)		
大阪	トランス類	台			76	290	289	404	376	297	199	279	125	97	92	80	93	2,697	(20)	
	コンデンサ類	台			1,941	4,875	5,136	5,692	6,557	6,152	7,873	8,636	7,091	5,516	5,001	4,789	3,517	72,776	(383)	
	PCB油類																			
	PCB油	本			52	53	87	85	83	197	256	264	86	64	89	129	211	1,656	(32)	
	PCB油	t			14.2	11.0	21.2	16.6	17.3	43.9	39.5	62.4	2.1	1.6	7.3	9.1	23.7	269.9		
	保管容器	本			0	0	0	0	1	0	3	29	33	57	237	259	198	817		
PCB分解量	t			33.9	165.7	181.9	236.5	205.3	272.8	293.3	278.0	195.9	173.3	149.5	133.7	100.3	2,420.1	(14.2)		
北海道	トランス類	台				19	138	350	632	681	688	395	185	178	189	219	149	3,823	(19)	
	コンデンサ類	台				224	1,822	4,803	6,630	6,539	7,151	7,748	7,535	5,690	3,761	4,053	2,783	58,739	(224)	
	PCB油類																			
	PCB油	本				47	23	2	33	17	63	149	21	59	18	130	164	726	(47)	
	PCB油	t				13.0	5.1	0.2	8.3	4.0	18.1	37.1	4.3	11.1	1.8	23.9	29.8	156.5		
	保管容器	本				0	0	0	1	0	5	28	2	76	388	451	359	1,310		
安定器・その他汚染物	t				0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	352.5	642.3	811.3	1006.2	1021.3	974.7	4,808.3	(52)	
PCB分解量	t				11.6	65.0	194.9	261.8	294.5	350.3	353.2	285.2	235.6	191.0	186.6	160.8	2,590.5	(11.6)		
合計	トランス類	台	50	409	394	800	1147	1558	1855	1874	1869	1666	932	736	729	654	514	15,187	(106)	
	コンデンサ類	台	200	2513	4,602	9,670	14,433	22,736	28,549	29,617	33,939	36,436	32,919	27,369	26,369	28,842	23,672	321,866	(2,202)	
	PCB油類																			
	PCB油	本	12	170	89	190	408	603	586	919	1242	1224	534	307	495	717	1270	8,766	(175)	
	PCB油	t	2.2	38.7	25.0	48.4	116.8	171.8	151.3	218.1	277.9	298.6	84.4	28.0	45.4	77.0	138.6	1,722.3		
	保管容器	本	1	1	2	16	5	55	97	202	291	473	892	862	1,512	1,896	2,665	8,970		
安定器・その他汚染物	t						31.2	144.3	301.6	497.7	613.2	729.6	517.7	803.4	788.0	899.0	10,133.9	(91)		
PCB分解量	t	9.3	117.9	191.3	424.0	658.8	1054.6	1207.0	1347.9	1580.2	1556.7	1337.0	1159.8	1064.9	1095.7	790.4	13,595.6	(37.5)		

表Ⅱ-2 各事業の処理進捗率(平成31年3月末)

トランス類	累計処理台数	未処理	処理対象台数	処理進捗率
北九州PCB処理事業所	2,823	0	2,823	100.0%
豊田PCB処理事業所	2,215	242	2,457	90.2%
東京PCB処理事業所	3,629	334	3,963	91.6%
大阪PCB処理事業所	2,697	136	2,833	95.2%
北海道PCB処理事業所	3,823	623	4,446	86.0%
JESCO全社	15,187	1,335	16,522	91.9%

コンデンサ類	累計処理台数	未処理	処理対象台数	処理進捗率
北九州PCB処理事業所	59,403	0	59,403	100.0%
豊田PCB処理事業所	67,171	6,460	73,631	91.2%
東京PCB処理事業所	63,777	15,424	79,201	80.5%
大阪PCB処理事業所	72,776	4,978	77,754	93.6%
北海道PCB処理事業所	58,739	6,376	65,115	90.2%
JESCO全社	321,866	33,238	355,104	90.6%

安定器・その他汚染物	累計処理量(t)	未処理	処理対象重量(t)	処理進捗率
北九州PCB処理事業所	5,326	3,096	8,422	63.2%
北海道PCB処理事業所	4,808	3,590	8,398	57.3%
JESCO全社	10,134	6,686	16,820	60.2%



※累計処理台数や分解量は、中間処理ベース。

※処理対象台数及び PCB 汚染物の処理対象重量は、平成 30 年度（第 2 回）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会（平成 31 年 3 月 26 日）「平成 30 年度における各 PCB 処理事業の進捗状況について」表 1 による。

図Ⅱ-1 各事業の処理進捗率（平成31年3月末時点）

変圧器・コンデンサー等については、平成 30 年度末時点で処理対象台数の 9 割以上を処理しており、北九州事業以外の事業についても、処理は順調に進捗している。

安定器・汚染物等については、自治体による安定器の掘り起こし調査が実施中であり、今後、処理対象物の量が増加する可能性がある。

今後の状況を踏まえつつ、制度改正などあらゆる措置を講じて早期処理に取り組んでいく。

(以上)

(PCB 廃棄物処理に関する広報ツールの例)

ポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

令和元年 5月版



(パンフレット：表紙)

ご注意

古い工場やビル[※]をお持ちの皆様へ!

※ 昭和52年(1977年)3月より以前に建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか?



健康被害が出るおそれがあります!



処分しないと**罰則!**



まもなく**処分できなくなる!**








[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 **平成30年3月31日まで**

照明器具の安定器
及び廃棄物等(小型電気機器の一部を除く) **平成33年3月31日まで**

※ ①マークは処理施設の場所です。

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで



今すぐ裏面をご確認ください。

(チラシ (北九州事業地域版) : 表紙)

ご注意

古い工場やビルを お持ちの皆様へ!

※ 昭和52年(1977年)3月より以前に建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか?



健康被害が出るおそれがあります!



処分しないと**罰則!**



まもなく**処分できなくなる!**

PCB ポリ塩化ビフェニル ってなに?

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

- PCB廃棄物はPCBの濃度が低いように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に変更しなければなりません。
- PCB廃棄物の隠し渡し、隠し扱いは原則禁止されています。



高圧引き込み線がある建物は要注意!



[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 **平成30年3月31日まで**

照明器具の安定器及び汚染物等(小笠原電機機器の一部を除く) **平成33年3月31日まで**

※マークは処理廃棄場の場所です。

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

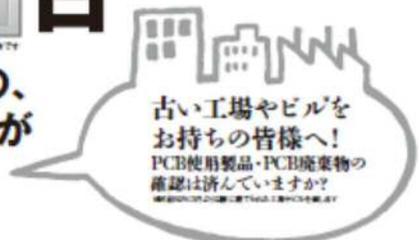
<http://pcb-soukishori.env.go.jp/> PCB早期処理



(ポスター (北九州事業地域版))

365日

健全な生活環境を守るための、
PCB廃棄物を処理できる期限が
迫ってまいりました。

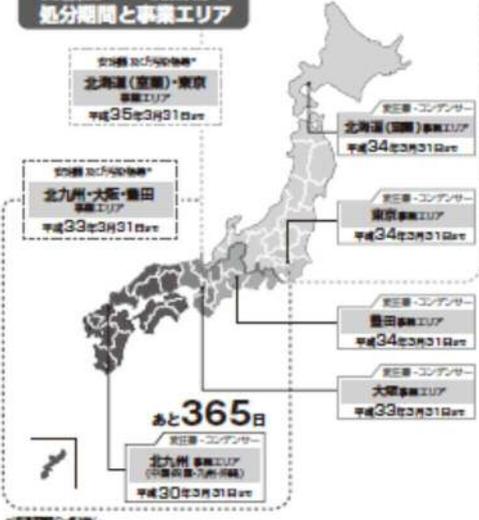


ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、人の健康及び生活環境に被害を与えるおそれがある物質です。そのため、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)に基づいて、定められた期限までにPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する必要があり、事業者の方々にもその計画的かつ適切な処分に協力いただき、一日も早い処理完了に向けて取り組んでいます。

期限迫る!

PCB特措法の改正法が平成28年8月1日に施行され、計画的処理完了期限よりも1年前の時点で処分期間が設定され、この処分期間内の処分委託が義務づけられました。この期間はもっとも間近なものでは中国・四国・九州・沖縄地方の場合、**平成30年3月31日**までに、中間野原・環境安全事業株式会社(JESCO)との処分委託の契約が必要になります。まずは都道府県または政令で定める市の窓口でPCBの保管状況等について届出をすることがPCB廃棄物の処理の第一歩となります。

高濃度PCB廃棄物の処分期間と事業エリア



PCBって何?

PCBは、かつて学校や工場等で使われた蛍光灯の安定器をはじめ、変圧器やコンデンサーの絶縁油などに広く使われた化合物。急性毒性はありませんが、環境中で分解されにくい、生物の体内に濃縮しやすいなどの特徴があり、体内に蓄積されることで様々な症状を引き起こすおそれがあります。昭和43年にPCBが混入した米油が油が汚染し、約13,000人に深刻な健康被害をもたらした「カネミ油症事件」をきっかけに、新たな使用は禁止されました。漏洩したPCBが人体にかかる危険性がありますので、昭和52年3月までに廃絶・改修された建物で古い設備器具を使用されている場合は、安定器にPCBが使用されていないか速やかに確認してください。なお、昭和51年以前から使用されているPCBを含む変圧器やコンデンサーなどの製品(以下PCB使用製品)は使用禁止の対象外でしたが、今年のPCB特措法改正により処分期間終了までに、PCB廃棄物として処分委託を行うことが義務づけられました。



何て早く処理しなければいけないの?

破裂・漏えいの危険性

PCBが使用された電気機器の製造は既に中止されていますが、現在でも一部の施設等では使用が続けられている実態があります。これまでも、施設用蛍光灯で使用されている耐用年数を過ぎたPCB使用安定器が破裂し、PCB絶縁油が身体に付着するという事故も起こっていることから、国民の健康を保持するのみならず、環境汚染を防止するうえでも早急な処理完了を遂行します。

国際的な取り決め

PCBによる汚染が、PCBを使用していない北極圏などにも広がっており、ストックホルムで開催され

た外交会議において、平成37年までのPCBの使用の全廃、平成40年までにPCBの適正な処分を求める「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPS条約)」が採択され、日本もこの条約を締結しています。

処理施設の立地自治体との約束

処理の期限は処理施設が立地する各地元自治体との約束を踏まえて設定されたものであり、PCBの処理は地元関係者のご理解とご協力の下で進められています。

期限内に処理できなければ罰則も。

高濃度PCB廃棄物の処分委託を処分期間内に行わなかった場合には、3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科が科せられ、行政が代執行。

PCB特措法の改正法施行により、新たに高濃度PCB廃棄物の処分期間が設定され、高濃度PCB廃棄物の保管事業者は処分期間内に処分委託を行うことが義務づけられました。

処分期間内に処分委託されていない場合には、環境大臣または都道府県知事からの改善命令の対象となります。さらにこの改善命令に違反すると、3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金または併科が科せられます。そして高濃度PCB廃棄物は行政による代執行によって処分され、行政はその費用を保管事業者から徴収することができます。

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

PCB早期処理



(新聞広告 (全 15 段))

ビル・工場をお持ちの皆様へ
電気室やキュービクルなどの中に



旧型の変圧器 旧型のコンデンサー

鳥取県・島根県の
PCB廃棄物の処分期間は 平成30年3月31日まで

鳥取県・相談窓口
0857-26-
島根県・相談窓口
0852-22-

環境省

ポリ塩化ビフェニル
PCB

鳥取県・島根県の
PCB廃棄物の処分期間は 平成30年3月31日まで

鳥取県・相談窓口
0857-26-
島根県・相談窓口
0852-22-

環境省

処分しないと罰則も

3年以下の
懲役



1000万円以下の
罰金

鳥取県・島根県の
PCB廃棄物の処分期間は 平成30年3月31日まで

環境省

**PCB廃棄物の
期限内の処分をお願いします。**

鳥取県・相談窓口 **0857-**
島根県・相談窓口 **0852-**

期限迫る! 平成30年3月31日まで

(テレビ CM (変圧器・コンデンサー：北九州事業地域版))

みなさんのビルや工場にある
電気室やキュービクルをご確認ください。



旧型の変圧器 旧型のコンデンサー

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物は期限内の処分を
お願いします。期限内に処分しないと罰則があります。
3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金

期限迫る! PCB廃棄物の処分期間は
平成30年**3月31日**まで

環境省 経済産業省

みなさんのビルや工場、照明をご確認下さい



旧型の
コンデンサー 旧型の
変圧器 旧型の
照明安定器

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は
法令で処分の期限が決まっています!

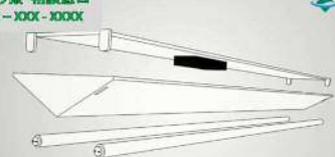
期限内に処分できないと罰則があります
3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金

環境省 経済産業省

(WEB 広告 (変圧器・コンデンサー：北九州事業地域版))

〇〇県・相談窓口
0XX-XXXX-XXXX

環境省



昭和52年3月までに建築・改修された建物の照明器具は
PCB使用の可能性があります。

〇〇県・相談窓口
0XX-XXXX-XXXX

環境省

ポリ塩化ビフェニル
PCB

昭和52年3月までに建築・改修された建物の照明器具は
PCB使用の可能性があります。

〇〇県・相談窓口
0XX-XXXX-XXXX

環境省

期限内に処分しないと罰則も

3年以下の
懲役



1000万円以下の
罰金

昭和52年3月までに建築・改修された建物の照明器具は
PCB使用の可能性があります。

(テレビ CM (安定器：全国版))